

## 議案 第 2 号

富士見市情報公開条例及び富士見市個人情報保護条例の一部を改正する  
条例の制定について

富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）及び富士見市個人情報保護条例  
(平成15年条例第3号) の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市情報公開条例及び富士見市個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

# 富士見市情報公開条例及び富士見市個人情報保護条例の一部を改正する 条例

(富士見市情報公開条例の一部改正)

第1条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条—第30条」を「第26条—第29条」に改める。

第2条第2号イ中「これら」を「これ」に改める。

第5条の見出しを「（開示請求権）」に改める。

第7条第1号中「であって、特定」を「であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定」に改め、同号ア中「及び」を「若しくは」に改め、同条第3号中「認められる」を「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」に改め、同条第5号オ中「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

第11条の見出し中「決定等」を「措置」に改め、同条第1項中「並びに開示をする日時及び場所」を「及び開示の実施に関し実施機関が定める事項」に改め、同条第2項中「以下」を「次項において」に改め、同条第4項中「開示でき」を「開示することができ」に、「明示できる」を「明示することができる」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、

当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第13条の見出しを「（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）」に改め、同条第1項中「市以外のもの」を「第三者」に、「に先立ち」を「をするに当たつて」に改める。

第14条第1項中「実施機関の」を「実施機関が」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第15条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第2項中「ものは、規則で定めるところにより」を「ものは」に改める。

第16条第1項中「実施機関は、法令又は他の条例」を「この条例の規定は、他の法令等」に改め、「（富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）別表に掲げる謄抄本の交付及び閲覧の対象となる公文書を含む。）」を削り、「公文書の開示をしないものとする」を「適用しない」に改め、同条第2項中「実施機関」を「この条例の規定」に、「公文書の開示をしないものとする」を「適用しない」に改める。

第23条を削る。

第24条第1項中「第22条」を「前条」に改め、同条を第23条とする。

第25条を第24条とする。

第26条第1項中「以下この条において「指定管理者」という」を「出資法人を除く。以下この条において同じ」に、「情報及び」を「情報の公開及び」に、「関する情報」を「関するもの」に改め、同条を第25条とする。

第4章中第27条を第26条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

（富士見市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改

正する。

目次中「（第6条—第32条）」を削り、「第43条」を「第42条」に、「第44条—第47条」を「第43条—第46条」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第9号を削り、同条第8号中「（電子的方式、磁気的方式）その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。」を削り、同号イ中「これら」を「これ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利

用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2条に次の1号を加える。

- (11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条の見出し中「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職を含む。第44条及び第46条において同じ。）」を削り、「他人」を「みだりに他人」に、「使用してはならない」を「利用してはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者は、その役務の提供に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。実施機関に派遣されている者でなくなった後も、同様とする。

第6条第1項中「業務（以下「個人情報取扱業務」を「事務（以下「個人情報取扱事務」に改め、同条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項第2号中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、同条第3項第4号中「健康、生活又は財産を保護する」を「身体又は財産の保護の」に改め、同項第7号中「侵害する」を「害する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産

その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第7条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、同項第5号中「規則で」を「実施機関が」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条第1項第4号中「項目」を「記録項目」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）

(2) 収集から1年以内に廃棄し、又は消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う個人情報取扱事務

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報を取り扱う個人情報取扱事務

(4) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う個人情報取扱事務

(5) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付、受領又は連絡に必要な事項のみを取り扱う個人情報取扱事務

第7条第3項中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第8条第1項中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、同条第2項第1号中「とき」を「とき、又は本人に提供するとき」に改め、同項第4号中「健康、生活又は財産を保護する」を「身体又は財産の保護の」に改め、同項第5

号を次のように改める。

- (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

第8条第2項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。  
(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。  
第8条第3項第1号中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、同項第4号中「規則で」を「実施機関が」に改め、同条第4項を削る。

第8条の2第2項中「健康、生活又は財産を保護する」を「身体又は財産の保護の」に改める。

第9条を次のように改める。

（オンライン結合による提供）

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。  
(2) 法令等に定めがあるとき。  
(3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。  
(4) 出版、報道等により公にされているとき。  
(5) 国等に提供するとき。

第10条第1項中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第11条中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に、「及び第44条」を「、第40条及び第43条」に改める。

第12条第1項中「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改め、「受けた者」の次に「（その者から当該委託に係る個人情報取扱事務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加え、同条第2項中「個人情報を」の次に「みだりに」を加え、「使用してはならない」を「利用してはならない」に改める。

第13条の見出し中「措置要求等」を「措置要求」に改め、同条中「外部提供する」を「提供する」に、「提供を」を「保有個人情報の提供を」に、「当該保有個人情報の使用」を「提供に係る個人情報について、その利用」に、「使用方法」を「方法」に、「その適正な取扱いについて必要な措置を講じるよう指導しなければならない」を「その漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする」に改める。

第14条の見出しを「（開示請求権）」に改め、同条第2項中「第2号を除き、以下」を「次条第2項及び第3項並びに第16条第2号及び第3号において」に改める。

第15条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第2項中「をしようとする者（以下「開示請求者」という。）」を「をする者」に、「規則で」を「実施機関が」に改め、同条第4項前段中「開示請求者」を「開示請求した者（以下「開示請求者」という。）」に改める。

第16条の見出しを「（保有個人情報の開示義務）」に改め、同条中「記録されている」を「含まれている」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第14条第1項の規定による開示請求に係る請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 第14条第2項の規定による代理人による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人の利益に反すると認められるもの

第16条第6号及び第7号を削る。

第16条第5号中「次に掲げるもの」を「次に掲げるおそれ」に、「と認める」を「おそれがある」に改め、同号ア中「情報」を「おそれ」に改め、同号イ中「交渉」を「契約、交渉」に、「侵害する情報」を「害するおそれ」に改め、同号ウ中

「侵害する情報」を「阻害するおそれ」に改め、同号エ中「情報」を「おそれ」に改め、同号に次のように加える。

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第16条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「損なわれ」を「損なわれるおそれ」に、「生じさせ、又は」を「生じさせるおそれ又は」に、「与えると認める」を「及ぼすおそれがある」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「と認め」を「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部

## 分

(4) 法人その他の団体（国等を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第16条に次の2号を加える。

(8) 個人の評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に関する情報であって、開示することにより、当該評価、判定、指導、選考、試験、相談その他これらに類する事項に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(9) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

第17条中「記録されている」を「含まれている」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第18条の見出し中「公益上の理由による」を削り、同条中「第16条第1号」を「第16条第9号」に、「記録されている」を「含まれている」に、「公益上」を「個人の権利利益を保護するため」に改める。

第20条を次のように改める。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は前項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、前2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示することができ、かつ、その期日を明示することができるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

第21条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改め、「について」を削り、同条第2項中「速やかに」を「遅滞なく」に改め、同項前段を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。

第21条に次の1項を加える。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定

等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第22条の見出し中「開示請求の」を削り、同条第3項後段中「保有個人情報の」を削り、同項前段を次のように改める。

前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。

第23条第1項中「第三者に関する情報が記録されている」を「市、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている」に、「名称その他必要な」を「表示その他実施機関が定める」に、「通知し」を「通知して」に改め、同条第2項第1号中「記録されている」を「含まれている」に、「第16条第6号ただし書」を「第16条第3号イ又は同条第4号ただし書」に改め、同項第2号中「記録されている」を「含まれている」に改める。

第24条中「規則で」を「実施機関が」に改める。

第25条第1項中「開示を請求しようとする者は、当該」を「開示請求をしようとする者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該」に、「開示の請求」を「開示請求」に改め、同条第2項中「本人」を「第20条及び前条の規定にかかわらず、本人」に改める。

第26条の見出し中「請求」を「請求権」に改め、同条第2項中「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第27条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に改める。

第28条第2項中「速やかに、その旨及びその理由」を「その旨」に改め、同条第3項中「第20条第3項後段」を「第20条第3項」に改める。

第30条の見出し中「訂正等の請求の」を削る。

第30条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第31条第1項中「による」を「により」に、「その他」を「その他の」に改め、「又は保有個人情報の開示の請求ができる場合」を削る。

第32条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第2項中「又は送付」を削り、「規則で定める」を「当該」に改める。

第33条の見出しを「（苦情処理）」に改め、同条中「保有個人情報」を「個人情報」に改める。

第37条の見出し及び同条第1項中「業務」を「事務」に改める。

第38条を削り、第39条を第38条とし、第40条を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

#### (出資法人等の個人情報の保護)

第40条 市が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人」という。）及び指定管理者（出資法人を除く。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護及び指定管理者が保有する個人情報であって当該指定管理者が管理を行う公の施設に関するものの保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第41条を削り、第42条を第41条とし、第43条を第42条とする。

第44条中「職員であった者」の次に「、第3条第3項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者」を加え、第5章中同条を第43条とする。

第45条を第44条とし、第46条を第45条とし、第47条を第46条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中富士見市個人情報保護条例第3条に1項を加える改正規定、第12条第1項の改正規定（「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改める部分を除く。）及び第44条の改正規定（「職員であった者」の次に「、第3条第3

項に規定する実施機関に派遣されている者若しくは実施機関に派遣されていた者」を加える部分に限る。) 平成29年4月1日

(2) 第2条中富士見市個人情報保護条例第2条第2号の次に2号を加える改正規定(第4号を加える部分に限る。)、第6条第2項の改正規定(「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める部分に限る。)及び第7条第1項の改正規定(第6号を加える部分に限る。) 平成29年10月1日

(3) 附則第6項の規定 公布の日  
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富士見市情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた新情報公開条例第6条に規定する開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の富士見市個人情報保護条例(以下「新個人情報保護条例」という。)の規定は、施行日以後にされた新個人情報保護条例第14条第1項に規定する開示請求又は同条例第26条に規定する訂正等の請求(以下この項においてこれらを「請求」という。)について適用し、施行日前にされた請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に新個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関が行う同条第6号に規定する保有個人情報を取り扱う事務についての新個人情報保護条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときは」とあるのは「行っているときは、富士見市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。

5 第2条中富士見市個人情報保護条例第3条に1項を加える改正規定、第12条第1項の改正規定(「個人情報取扱業務」を「個人情報取扱事務」に改める部分を除く。)及び第44条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 新個人情報保護条例第6条第2項の規定による要配慮個人情報の収集に関する富士見市情報公開・個人情報保護審議会への諮問その他の必要な手続については、附

則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても、同項の規定の例により行うこと  
ができる。